

令和5年度第1回 苫小牧市公共交通協議会（書面会議）

令和 5年 6月20日（火）～27日（火）

次 第

議 題

【審議事項】

議案第1号 樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）計画申請（案）について

【補足説明資料】

審議事項

議案第1号：

樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）計画申請（案）について

- ・樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）に関して、国の補助事業である地域公共交通確保維持事業を活用するため、地域内フィーダー系統確保維持計画を策定。
- ・国から補助を受けるためには、本協議会委員の承認を経た上で、本協議会が申請し、国から当該計画の認定を受けることが必要。
- ・補助対象期間は、令和5年10月～令和6年9月（＝令和6補助年度）
- ・計画2.（1）「事業の目標」の表にある目標値算出根拠
 - ・「一日あたりのバス利用者数」は、児童数の減少や高齢化による利用者数の減少がある中で大幅な増加やコロナ禍前までの完全回復は難しいものの、バス待合環境の整備やバス利便性向上の利用促進の取組周知等により、現状値からの増加を目指すものとして「32人」を設定した。
 - ・「バス利用者満足度」は、毎年実施しているハッピー号利用者アンケートの「満足度」について、「現状値以上」を目標として設定した。

樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）計画申請（案）について

令和 5 年 6 月 日

(名称) 苫小牧市公共交通協議会
会長 下夕村 光弘

生活交通確保維持改善計画の名称

令和 6 補助年度 地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

苫小牧市においては、他都市と同様に自動車依存型のライフスタイル定着等に起因し、バス利用者は毎年減少傾向にある。特に、郊外部においては、バスの運行便数に対し利用者が著しく少ない非効率な運行路線が存在し、地域の生活の足であるバス路線の廃止などが懸念されている。また、令和 5 年 3 月末時点での高齢化率は 30.27% となっており、今後更なる人口減少と高齢化が進むと推計されることから、将来にわたり交通弱者等の生活の足を確保するための生活交通ネットワークの構築が急務となっている。

市西部に位置する樽前地区では、路線バスの錦西樽前ガロ一線と学童輸送用のスクールバスが運行されていたが、路線バスの利用者が著しく少ないと加え、運行ルートの大部分が重複していたことなどにより、両バスの運行見直しが必要であった。

これらを踏まえ、平成 23 年 3 月策定の苫小牧市地域公共交通総合連携計画に、樽前地区における路線バスとスクールバスの一元化による「デマンド型コミュニティバスの導入」を位置付け、平成 24 年 4 月から地域公共交通確保維持改善事業によるデマンド型コミュニティバスが本格運行している。

これまでも、利用者ニーズに合わせ路線・ダイヤの改正、予約時間の延長など、サービス向上に取り組んできたが、さらにコミュニティバスの重要性が高まるものと考え、平成 26 年 3 月策定の第 2 次苫小牧市地域公共交通総合連携計画に「デマンド型コミュニティバスの維持・改善」を位置付け、利便性の高い生活交通ネットワークの維持に努めている。

また、令和 3 年 6 月策定の苫小牧市地域公共交通計画において、「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」を基本理念に掲げ、理念に基づく取組の 1 つとして「樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）運行事業」を位置付け、バス路線網を補完する交通サービスを継続することとしている。

引き続き、地域公共交通確保維持改善事業により、樽前地区における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の通院、通学、買物などの日常生活の移動や、地域間幹線系統等との接続による広域的な移動を可能にするなど、住民生活の足を将来にわたり存続させていくことが必要不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施にあたり、以下の目標を設定する。

項目	現状	目標
・一日あたりのバス利用者数（樽前地区）	31 人/日（R4 補助年度）	32 人/日（R6 補助年度）
・バス利用者満足度（樽前地区）	95%（R4 調査）	95%以上（R6 調査）

(2) 事業の効果

- ・樽前地区におけるコミュニティバス交通を維持することにより、高齢者等の買い物や通院などの生活上、必要な移動を確保することができる。
- ・樽前地区における学童輸送の効率化、利便性の向上を図ることができる。
- ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業名：樽前予約運行型バス利用促進事業
実施主体：苫小牧市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

苫小牧市から運行事業者への委託料については、運行経費から国庫補助金額及び運賃収入の合計額を差し引いた差額分を負担している。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

道南バス株式会社（「表1」の運行予定者名に記載）

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

- ① 車両の代替による費用削減等の内容

- ② 代替車両を活用した利用促進策

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- （1）事業の目標

※該当なし

- （2）事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年1月17日～20日 第29回協議会（書面協議）
令和4年補助年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について承認
- ・令和4年6月20日～27日 令和5年度第1回協議会（書面協議）
令和6補助年度地域内フィーダー系統確保維持計画申請を承認

22. 利用者等の意見の反映状況

- ・苫小牧市地域公共交通総合連携計画について、パブリックコメントを実施。
- ・第2次苫小牧市地域公共交通総合連携計画について、パブリックコメントを実施。
- ・苫小牧市地域公共交通計画について、パブリックコメントを実施。
- ・協議会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員が参加しており、協議会での議論を反映して計画を作成。
- ・毎年実施する利用者アンケート調査において、バス停や運行時間などの意見等を聴取している。

23. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道胆振総合振興局
関係市区町村	苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課
交通事業者・交通施設管理者等	道南バス株式会社、北海道中央バス株式会社、あつまバス株式会社、苫小牧ハイヤー協会、北海道旅客鉄道株式会社、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所、苫小牧市都市建設部、苫小牧警察署
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局
その他協議会が必要と認める者	苫小牧工業高等専門学校教授、苫小牧市老人クラブ連合会、苫小牧市町内会連合会、苫小牧市社会福祉協議会、公募委員、苫小牧市内道立高等学校教頭、室蘭地区交運労協議長代理、苫小牧商工会議所、苫小牧市福祉部、苫小牧市教育部

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 苫小牧市旭町4丁目5番6号

(所 属) 苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課

(氏 名) 須藤 夏菜子（すどう かなこ）

(電 話) 0144-84-4071

(e-mail) matidukuri@city.tomakomai.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等とし

て引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。